

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

ページ

告 示

○特定非営利活動法人の設立の認証申請	(共同参画社会推進課)	一
○保安林の指定施業要件の変更の予定	(森林整備課)	一
○土地収用法に基づく収用の手続開始	(用地課)	二
○道路の区域変更	(道路課)	二
○道路の供用開始(二件)	(同)	二
○都市計画決定の図書の写しの縦覧(二件)	(都市計画課)	三
○土地改良区の定款変更の認可	(東部地方振興事務所)	三
公 告		
○政府調達に関する協定の適用を受ける入札の公告(二件)	(水産業振興課)	三
○開発行為に関する工事の完了	(建築宅地課)	六
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定	(契約課)	七
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告	(警察本部会計課)	七

告 示

○宮城県告示第八百二十六号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十三年十一月十八日

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 とめタウンネット
宮城県知事 村 井 嘉 浩

代表者の氏名 及川 幾雄

二 主たる事務所の所在地 登米市迫町佐沼字大綱二百十八番地一
三 定款に記載された目的 この法人は、地域社会、経済等の継続的且つ健全な発展及び、社会教育、生涯学習並びに子ども達の健全な育成発展に対して事業を行うと共に、行政、NPO団体、コミュニティ組織、起業家等の様々な活動主体のつなぎ役となり、地域の支援組織として明るい豊かな地域創りに寄与することを目的とする。

四 申請のあった年月日

平成二十三年十月二十六日

○宮城県告示第八百二十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十三年十一月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
栗原市(次の図に示す部分に限る。)
- 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係るものは、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
 - 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
栗原市(次の図に示す部分に限る。)
 - 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができると認められる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係るものは、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(二) 次の図「及び」次のとおりは、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。

○宮城県告示第八百二十八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第三十四条の規定による収用の手続開始の申立てがあつたので、同法第三十四条の三の規定により、次のとおり告示する。

平成二十三年十一月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 収用の手続が開始される土地等

1 収用の手続が開始される土地 仙台市宮城野区苦竹一丁目地内

2 起業者の名称 国土交通大臣

3 事業の種類 一般国道四十五号改築工事（坂下拡幅・宮城県仙台市宮城野区苦竹一丁目地内から同市同区苦竹二丁目地内まで）

二 起業者が収用の手続を開始しようとする土地を表示する図面の縦覧場所 仙台市宮城野区役所（建設部公園課）

○宮城県告示第八百二十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十三年十一月十八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所栗原地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年十一月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 道路名 築館登米線
- 三 道路の区域

変更の区間				変更の前後	備考
栗原市築館字秋沢整理一〇〇番一地从先から 登米市迫町北方壇ノ浦五四番八地先まで	前	後	変更の前後	敷地の幅員（メートル） 敷地の延長（メートル）	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	A	B	敷地の幅員（メートル） 敷地の延長（メートル）		
	六・〇	二九・〇	六・〇 四七・五	一〇・九五四・七	
	一三・五	二二・〇	二・九〇六・三	一〇・九五四・七	
	二・九〇六・三	一〇・九五四・七			

○宮城県告示第八百三十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十三年十一月十八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所栗原地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年十一月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

種道路類の	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	くりこま高 原停車場伊 豆沼線	栗原市若柳字上畑岡獅子ヶ鼻一五番二六七地先から 栗原市若柳字上畑岡蓬田一六三番地先まで	平成二十三年 十一月十八日

○宮城県告示第八百三十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十三年十一月十八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所栗原地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年十一月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

種道路類の	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	築館登米線	栗原市築館字秋沢前一一九番一地从先から 栗原市若柳字下畑岡西川北六〇番地先まで	平成二十三年 十一月二十四日 午後一時

○宮城県告示第八百三十一号

東松島市から石巻広域都市計画決定の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成二十三年十一月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 石巻広域都市計画被災市街地復興推進地域

2 名称 東松島大曲地区被災市街地復興推進地域

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第八百二十三号

東松島市から石巻広域都市計画決定の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成二十三年十一月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 石巻広域都市計画被災市街地復興推進地域

2 名称 東松島野蒜地区被災市街地復興推進地域

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第八百三十四号

新田北部土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、平成二十三年十一月十日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台

地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十三年十一月十八日

宮城県東部地方振興事務所

所長 戸 村 俊 幸

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十三年十一月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 委託業務の名称 塩釜市内の被災船舶収集運搬等業務

2 委託業務内容 入札説明書及び仕様書による。

3 委託期間 契約締結の日から平成二十四年三月二十日まで

4 委託業務の場所 塩釜市内全域

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 開札日時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に記載されていること。

なお、物品調達等に係る競争入札参加資格がない者で入札参加を希望する者は、物品調達等の

競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課物品班（〒九八〇・八

五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二・二一・三三三三）へ平成二十三年十

一月二十八日までに申請し、入札参加資格を取得することができる。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条によ

る廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立て

をしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始

の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第

一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可

の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てを

なされなかった者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続

開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお

従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく

更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、そ

の者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 公告の日から開札の日までの間に宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置

を受けていない者であること。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。)(の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。)(又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

三 入札書の提出場所等

1 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

〒九八〇・八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県農林水産部水産振興課漁業調整班(担当 山内洋幸 電話〇二二・二二一・二九三二)

2 入札説明書の交付期間 平成二十三年十一月十八日から平成二十三年十二月二日まで

3 一般競争入札参加資格審査

入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより平成二十三年十二月二日までに必要書

類を提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間において、当該書類に説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限及び場所等

(一) 宮城県物品等電子調達システムを用いて入札する場合

入札の期間 平成二十三年十二月十五日午前九時から平成二十三年十二月十六日午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 提出期限 平成二十三年十二月十六日午後五時まで

ロ 提出場所 1に同じ。

ハ 郵送による場合は、イの日時までに配達証明付書留郵便(封筒に入札に係る調達物品の名称及び開札日を記載し、入札書在中の旨を朱書きすること。)(にて到達すること。ただし、入札書を持参する場合は、5の開札の日時及び場所までとする。

5 開札の日時及び場所 平成二十三年十二月二十日午前十時 宮城県庁行政庁舎十二階 水産振興課内海区漁業調整委員会委員控室

四 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者及び三の3の審査により資格を有しないとされた者

2 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに平成二十三年度における入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十三年宮城県規則第四十一号)第二条の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかつた者とした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する消費税額(当該金額に一円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額)を加えた金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定の方法 本公告に示した業務を履行できると知事が判断した入札者であつて、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

7 最低価格の入札者以外の者を落札者とするこの有無 無

8 契約書作成の要否 要

9 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

- 1 Nature and Estimated Quantity of the Services to be required : Collection and delivery of est 223 ships washed ashore by the tsunami in Shiogama City
- 2 Work Period : March 20, 2012
- 3 Work Location : Shiogama City, Miyagi Prefecture
- 4 Deadline for Bid : December 16, 2011
- 5 Contact Person : Hiroyuki Yamachi, Fisheries Management Section, Fisheries Industry Promotion Division, Agriculture, Forestry and Fisheries Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan. TEL: 022-211-2932

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十三年十一月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

- 1 委託業務の名称 気仙沼市内の被災船舶収集運搬等業務
- 2 委託業務内容 入札説明書及び仕様書による。
- 3 委託期間 契約締結の日から平成二十四年三月二十日まで
- 4 委託業務の場所 気仙沼市内全域

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- 1 入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。
地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 2 開札日時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に記載されていること。

なお、物品調達等に係る競争入札参加資格がない者で入札参加を希望する者は、物品調達等の競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課物品班(千九八〇・八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二・二二一・三三三三)へ平成二十三年十一月二十八日までに申請し、入札参加資格を取得することができる。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第二条による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者(同法附則第一条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 公告の日から開札の日までの間に宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者であること。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)(暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。))の威力を利用するなどしているとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以

下「暴力団等」という。)又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

三 入札書の提出場所等

1 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

〒九八〇・八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県農林水産部水産振興課漁業調整班(担当 山内洋幸 電話〇二一・二二一・二九三二)

2 入札説明書の交付期間 平成二十三年十一月十八日から平成二十三年十二月二日まで

3 一般競争入札参加資格審査

入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより平成二十三年十二月二日までに必要書類を提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間において、当該書類に關し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限及び場所等

(一) 宮城県物品等電子調達システムを用いて入札する場合

入札の期間 平成二十三年十一月十五日午前九時から平成二十三年十一月十六日午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 提出期限 平成二十三年十一月十六日午後五時まで

ロ 提出場所 1 と同じ。

ハ 郵送による場合は、イの日時までに配達証明付書留郵便(封筒に入札に係る調達物品の名称及び開札日を記載し、入札書在中の旨を朱書きすること。)にて到達すること。ただし、入札書を持参する場合は、5の開札の日時及び場所までとする。

5 開札の日時及び場所 平成二十三年十一月十九日午前十時 宮城県庁行政庁舎十二階 水産振興課内海区漁業調整委員会委員控室

四 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者及び三の3の審査により資格を有しないとされた者

2 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けない者
五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに平成二十三年度における入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十三年宮城県規則第四十一号)第二条の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかつた者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する消費税額(当該金額に一円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額)を加えた金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定の方法 本公告に示した業務を履行できると知事が判断した入札者であつて、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った入札者を落札者とする。

7 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無 無

8 契約書作成の要否 要

9 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Nature and Estimated Quantity of the Services to be required : Collection and delivery of est 961 ships washed ashore by the tsunami in Kesennuma City

2 Work Period : March 20, 2012

3 Work Location : Kesennuma City, Miyagi Prefecture

4 Deadline for Bid : December 16, 2011

5 Contact Person : Hiroyuki Yamachi, Fisheries Management Section, Fisheries Industry Promotion Division, Agriculture, Forestry and Fisheries Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan, TEL: 022-211-2932

○都市計画法(昭和四十二年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十三年十一月十八日

- 一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩
 名取市植松字田野部十六番一

- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

東京都東久留米市八幡町二丁目十一番七十三号
 日建リース工業株式会社

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。
 平成二十三年十一月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品等又は特定役務の名称及び数量

1 ローター除雪車 一台

2 除雪ドーザ 一台

- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 出納局契約課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

- 三 落札者を決定した日 平成二十三年十一月十一日

- 四 落札者の名称及び所在地

1 一の1の購入物品 株式会社KCMJ仙台営業所 仙台市宮城野区扇町三丁目七番三十五号

2 一の2の購入物品 コマツ建機販売株式会社東北カンパニー 仙台市宮城野区扇町二丁目一 番三十号

- 五 落札金額

1 一の1の購入物品 千九百三十七万二千五百円

2 一の2の購入物品 二千二百一十九千八百五十円

- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

- 七 入札の公告を行った日 平成二十三年十月十八日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十三年十一月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 入札に付する事項

1 調達案件及び数量 グループウェアシステム用サーバ賃貸借 一式

- 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

- 3 履行期間 平成二十四年三月一日から平成二十九年二月二十八日まで

- 4 履行場所 宮城県警察本部総務部情報管理課

- 二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時まで宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 過去二年以内に国又は地方公共団体と同種同規模以上の契約を締結し、誠実に履行した実績を有すること。

8 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(→) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及

び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

9 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（千九八〇・八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号）電話〇二二・二二一・三三三五）へ平成二十三年十二月一日（木）、午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所 入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

千九八〇・八四一〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県警察本部総務部会計課調度係（電話番号〇二二・二二一・七七一、内線二二三）

2 入札説明書等の交付期限

平成二十三年十二月一日（木）、午後五時まで

3 一般競争入札参加資格審査

入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより平成二十三年十一月十三日（火）までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間

において、当該書類に關し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限

(一) 日時 平成二十三年十二月二十二日（木）、午後五時まで

(二) 場所 1に同じ

(三) 郵送により入札書の提出を希望する場合は、二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」の旨を朱書きし、中封筒に「入札者の法人名等」、「入札に係る調達案件の名称」及び「開札日」を記載し、配達証明付書留郵便により(一)の日時までに到達すること。

ただし、入札書を持参する場合は、5の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

(四) 提出期限を過ぎて到達した入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

5 開札の日時及び場所

(一) 日時 平成二十三年十二月二十六日（月）、午前十時

(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県警察本部庁舎二階二〇二会議室

四 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者及び三の3における審査により資格を有しないとされた者

2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条並びに平成二十三年度における入札保証金の免除の特例に関する規則第二条の規定による。

3 契約保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第一百二十二条及び第一百四十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 入札書に記載する金額は、契約期間全体の賃貸借料総額を記載すること。また、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する消費税及び地方消費税の額当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 この入札に係る調達案件は、地方自治法第二百三十四条の三の規定による長期継続契約対象業務として複数年度に亘る履行期間の契約締結を行う。この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となった時は、契約書の定めにより契約を解除する。

9 詳細は入札説明書による。

六 概略

Summary

- 1 Items/Services Required : Lease of Server for Groupware System-1 set
- 2 Duration of Contract : From March 1, 2012 to February 28, 2017
- 3 Location : Information Management Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi
- 4 Bid Deadline : 5 : 00 p.m., December 22, 2011
- 5 Contact : Supplies Section, Finance Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters. 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi, 980-8410 Japan Tel.: 022-221-7171 Ext. 2232